

パブリックコメント実施結果報告書

平成25年8月21日

担当課	福祉保健部障がい福祉課
担当者	認定担当 秋本
連絡先	内線：7856

意見公募のテーマ：鳥取県手話言語条例（仮称）案に対する意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
6（1）	46（26）	24（11）	0（0）	209（177）	285（215）

※「その他の方法」：条例説明会、県民参画電子アンケート

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	4	<ul style="list-style-type: none"> 手話サークルの存在は重要。条例中に規定を設けるべき。 第三者機関を設けてチェック体制を整備することが必要。
既に盛り込み済み	177	<ul style="list-style-type: none"> あいサポート運動のような具体的な活動をする人を増やすことが重要。 学校教育の現場から手話を学ぶ環境を増やしていただきたい。 職場等で最低限の手話ができる体制づくりを目指し、手話の学習会などの機会を広めていくこと。 子どもたちが手話と接する機会を増やすことで、手話を身近なものにすべき。
今後の検討課題	86	<ul style="list-style-type: none"> 手話は自閉症や知的障がいを持つ子ども・大人にとっても活用できる。手話の持つ可能性を他の障がいへの広げていくことについて考えてはどうか。 手話通訳者の身分保障、適正な報酬や雇用の場の確保を図って欲しい。 手話以外の意思疎通手段（点字、要約筆記、筆談等）への支援。 地域ごとに地域の聴覚障がい者を把握して災害時に対応して欲しい。 手話通訳者の配置を申し出ても「予算がない。」と断られるケースがある。県で支援できないか。
対応困難	12	<ul style="list-style-type: none"> たった4回の会議で案が決まり議会に出すのは如何か。もっと議論が必要。 「障がい者」ではなく「障害者」と表記すべき。 健常者が手話を強制的に取り組ませる施策が必要。 英語の授業をやめて、手話の授業を取り入れたらよい。
その他 (例：施策の体系外の意見等)	6	
計	285	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○		○			

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。

参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>